

令和7年度 室戸市PR動画作成業務 仕様書

1. 業務名

令和7年度 室戸市PR動画作成業務

2. 業務の目的

本業務は、室戸市の絶景スポットや絶品グルメ、魅力的な宿などを巡り、ツーリングが趣味の方に旅の目的地として室戸を選んでもらえるようなPR動画の作成業務であり、インフルエンサーを起用した動画を制作・配信することで効果的プロモーションを図り、誘客を促進し、当市の観光振興につなげることを目的とする。

3. 業務期間

契約締結の日から令和8年3月25日（水）まで

4. 納期

令和8年3月25日

5. 業務内容

本業務は、室戸の絶景スポットやレジャー施設などを旅、ツーリング系インフルエンサーがPRする動画・番組を作成し、SNSメディア（YouTubeやInstagram、X等）への掲載により、全国に向けた情報発信を行うものとする。

(1) 基本業務

インフルエンサーの出演交渉、動画の企画立案、動画構成、台本作成、出演、スケジュール調整、撮影、編集、収録、二次利用の素材作成・権利処理等、動画制作から配信、効果測定、実績報告に至るまでに必要な一切の調整及び許可等の手続き

(2) 企画・構成

プロポーザルでの企画提案内容を基に、ターゲットや動画構成、配信方法等についてすり合わせて内容を決定すること。

① ターゲット層

20～60代。旅行、ツーリングへの興味関心が高い層

② 動画内容

室戸の絶品グルメや絶景スポット、魅力的な宿などを実際に巡る、一泊二日のツーリング旅を敢行。リアルな「室戸の魅力」を体験し発信する。

ツーリング好きの旅行者に旅の目的地として室戸を選んでもらえるよ

うな、室戸市の魅力を詰め込んだ身近で実践的な旅動画。

③ 動画構成

動画は合計40分以上とし、20分程度の本編動画を1本と複数の短編動画（例：5分×4本）とする。

⑤ その他

今年度以降のPR素材としても活用できるような内容とすること

(3) インフルエンサーの選定

選定するインフルエンサーは日本国内での情報発信力が高く、下記の条件のすべてを満たすインフルエンサーを1名以上選定すること。ただし、起用しないインフルエンサーを候補として選出しないこと。企画提案時にインフルエンサーのジャンルやフォロワー数を明示すること。

① 総フォロワー数が5万人以上のツーリングが主体のインフルエンサーとする。

② 配信する動画のいいねやコメント、シェア等のエンゲージメント率が1%以上見込めること。

(4) 動画投稿

① 動画投稿先

動画投稿先は、インフルエンサーのSNSアカウント（YouTube、TikTok、Instagram）とする。なおSNSアカウント以外でもホームページやサイト等を所有する場合は可能な限り複数投稿を行うこと。

② 動画の二次利用

本業務により制作した配信用動画については、市のホームページ、SNSアカウント（YouTubeやInstagram、x等）及びイベント会場において、報告・宣伝を目的に利用する場合、無償で二次利用できる権利関係に関する調整を行うこと。

(5) 素材作成

市のホームページやSNSでの情報発信や広告物に活用するための①②の素材を作成し、発注者へ提供すること。

① 動画の作成過程で撮影したグルメ、景色、バイクを写した写真各ジャンル3枚以上

(6) 動画配信の運営目標・実績報告

① 運営目標

本業務における運営目標（動画再生数、クリック数（率）、シェア、いいね数、視聴率、コメント数等）を企画提案時に明示すること。最終的な運営目標は、担当課と協議のうえ決定すること。

② 実績報告

本業務の実施概要、実績、効果等を含む業務実績報告書を作成し提出

すること。

6. 成果物一覧

成果品として、以下を納品すること

- ・制作した動画データを記録したDVD-ROM 2枚
- ・動画のMP4ファイル（高画質版と圧縮版の2種類）
- ・使用した写真・映像素材の元データ
- ・業務報告書（PDF形式）

7. 納入場所

室戸市観光ジオパーク推進課（室戸市室戸岬町1810番地2）

8. 留意事項

- (1) 受注者は、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- (2) 本業務の遂行にあたっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ① 受託者は、本業務の大部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が書面によりあらかじめ承諾したときは、その限りではない。
 - ② 発注者により再委託が承諾されたときは、受注者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (4) 受注者は、業務実施過程で発生した障害や事故について、大小に関わらず発注者に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (5) 動画の再生回数調査を行い、市に報告すること。
- (6) 本業務で生じる飲食費に係る費用等は、すべて受託者の負担とする。